

## ● 規程改正の概要

要 旨	職員の年次有給休暇の取得を促進するため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>働き方改革関連法の施行に伴い平成31年4月1日から、年10日以上の子年次有給休暇（以下「年休」という）を付与された職員については、年5日以上の年休を取得させることが使用者に義務付けられた。</p> <p>これまで、本機構においては、1日又は1時間を単位とする年休取得のみ認めていたが、より柔軟な選択を可能とすることにより職員の年休取得を更に促進するため、半日単位での年休取得制度を設ける。</p> <p>○ 改正内容</p> <p>年休の取得単位を定める規定に、「半日」を追加する。その他、所要の改正を行う。</p>
施行期日	令和3年4月1日から施行する。

機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表（令和3年4月1日施行）

新	旧
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第16条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。</p> <p>一～三 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、特に職員から要求があった場合であつて、特に必要があると認められるときは、1時間を単位として与えることができる。</p> <p>10～11 略</p> <p>12. 前各項に規定するもののほか、年次有給休暇の取得に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第16条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。</p> <p>一～三 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に職員から要求があった場合であつて、特に必要があると認められるときは、1時間を単位として与えることができる。</p> <p>10～11 略</p>